

| 市町村名 | 制度名称 | 助成対象 | 助成金額 | 問合せ先 |
|------|--|--|---|-------------------------------------|
| 佐伯市 | 佐伯市大会等誘致事業補助金 https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0033508/index.html | <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市で行われる大会や合宿等に参加し、佐伯市内に有料で宿泊すること。 ・有料宿泊者の延べ数が15人以上であること。 ・本市からこの補助金以外の補助金その他これに類する助成を受けていないこと。 ・申請者は大会や合宿等の主催者であること。 | 宿泊者の延べ人数×1,000円－① 県外から単独で合宿を行う場合の移動に要するバス、レンタカー等の借上料の額50,000円 を上限に補助－② ①+②あわせて50万円が上限 | 佐伯市文化・スポーツツーリズム推進課 ☎0972-22-4071 |
| | 佐伯市団体旅行誘致助成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市で昼食または夕食を取ること。(フリーではなく、必ず会場を指定して下さい。) ・宿泊ツアーの場合は、昼食、夕食の2食をとること。 ・ツアータイトルに下記①②を含むこと ①(大分県)佐伯市、②佐伯市の食、または体験を組むこと ・佐伯市で買い物(道の駅など)を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ・日帰りツアー 一本につき20,000円(18名以上) ・宿泊ツアー 一本につき60,000円(15名以上) ※どちらも上限本数あり | 一般財団法人観光まちづくり観光推進課 ☎0972-22-1101 |
| 臼杵市 | 臼杵市団体旅行誘致助成事業 https://www.usuki-kanko.com/travel-company | ①1ツアーあたり10名以上で、貸切バスを利用した旅行であること ②臼杵市内の有料観光施設(国宝臼杵石仏、稲葉家下屋敷、吉丸一昌記念館、野上弥生子文学記念館、臼杵市歴史資料館、風連鍾乳洞)1ヶ所以上を観光、または臼杵市内の有料体験コンテンツ・有料アクティビティを利用すること ※有料コンテンツ: 臼杵焼き/着物/煎餅作り体験、USUKI VENUE等 ※有料アクティビティ: ゴルフ、パークゴルフ等(企画内容は要確認) ③臼杵市内の飲食店で食事をとること ④臼杵市内の宿泊施設に宿泊すること(※任意) | 飲料を含まない食事代が1名あたり・・・ 1,000円～15,000円未満の場合一人当たり1,000円の補助 15,000円以上の場合一人当たり2,000円の補助 + さらに臼杵市内に宿泊で一人当たり1,000円の追加補助 | 一般社団法人臼杵市観光協会 ☎0972-64-7130 |
| 宇佐市 | 宇佐市ツアー造成補助金制度 https://www.city.usa.oita.jp/tourist/companyschool/9936.html | この制度の対象となる旅行商品(インバウンド含む)は、市内の食事処で1回以上の食事を取り、本市の観光地2箇所以上を訪れる団体旅行、または、市内宿泊施設での宿泊を伴い、本市の観光地3箇所以上を訪れる団体旅行となります。ただし、本市から他の補助金や助成を受けて実施する旅行商品、国・自治体などが実施する会議や研修、宗教活動または政治活動を目的とした旅行その他市長が適当でないと認めるものについては対象外となりますので予めご注意ください。 補助金交付の対象: 旅行会社 | 1. 市内の食事処で1回以上の食事を取り、市内観光地2箇所以上を訪れる団体旅行 貸切バス1台(団体)あたり 30,000円 2. 市内観光地3箇所以上を訪れ、参加者が市内に所在する宿泊施設に宿泊する団体旅行(令和6年4月よりグリーンツーリズムを利用した場合も対象) 貸切バス1台(団体)あたり 60,000円 3. 広告などによる一般募集を行った旅行商品の場合 20,000円(ツアー名称が宇佐市のPRにつながると認められるものに限る) ※1ツアーあたりの交付上限150,000円、1営業所あたりの交付上限300,000円 ※15名以上乗車のバスが対象(DC期間中(令和6年4月～6月)は、10名以上乗車のバスが対象となる) | 宇佐市観光・ブランド課 ☎0978-27-8171 |
| | 宇佐市スポーツ大会等開催補助金 https://www.city.usa.oita.jp/sougo/oshiki/13/shinko/1/5/2101.html | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、福祉、医療、教育、文化等に関する大会、合宿、研修等を市内で開催する団体に対し、その大会等の開催に要する宿泊費等の経費を補助する。 ・本市において実施または開催され、かつ、参加者が市内に所在する旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設に宿泊する大会等及びその他の市長が適当と認める大会等とする。ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。 ○本補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて開催する大会等。 ○営利を目的として開催される大会等、国、自治体等が実施する大会等、宗教活動又は政治活動を目的として開催される大会等。 ○宇佐市農村交流センターに宿泊し、開催される大会等。 | 【正式に定められた実施要項に基づき、広く参加を募って開催される大会等】 ※大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数が 20人以上50人未満: 40,000円 / 50人以上100人未満: 60,000円 / 100人以上200人未満: 100,000円 / 200人以上300人未満: 160,000円 / 300人以上400人未満: 240,000円 / 400人以上500人未満: 320,000円 / 500人以上: 400,000円 【主催者等の特定の者に参加対象を限定して開催される大会等】 ※大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数が 15人以上20人未満: 10,000円 / 20人以上50人未満: 30,000円 / 50人以上100人未満: 40,000円 100人以上200人未満: 70,000円 / 200人以上300人未満: 120,000円 / 300人以上400人未満: 180,000円 / 400人以上500人未満: 200,000円 / 500人以上600人未満: 250,000円 / 600人以上700人未満: 300,000円 / 700人以上800人未満: 350,000円 / 800人以上900人未満: 400,000円 / 900人以上1,000人未満: 450,000円 / 1,000人以上: 500,000円 | 宇佐市観光・ブランド課 ☎0978-27-8171 |